［削る。］		
へ　実用発電用原子炉及びその附属施設（当該施設が法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表へ及び第十四条の表へに規定する事象	
［削る。］		
ト　使用済燃料貯蔵槽内にのみ使用済燃料が存在するイからニまでに掲げる施設（通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づき原子力規制委員会が定めたものを除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表チ(3)、(4)及び(7)並びに第十四条の表チに規定する事象	
チ　再処理施設	通報事象等規則第七条第一号の表リ(1)、(2)及び(5)から(7)まで並びに第十四条の表リに規定する事象	
リ　原子力施設（製錬施設及びイからチまでに掲げる施設を除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ヌ及び第十四条の表ヌに規定する事象	
四　［略］		

へ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ使用済燃料が存在するイからニまでに掲げる施設（通報事象等規則第七条第一号の表トの規定に基づき原子力規制委員会が定めたものを除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ト(3)、(4)及び(7)並びに第十四条の表トに規定する事象	
［加える。］		
ト　イからへまでに掲げるもの以外の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設	通報事象等規則第七条第一号の表チ並びに第十四条の表チに規定する事象	
［加える。］		
チ　再処理施設	通報事象等規則第七条第一号の表リ(2)及び(3)に規定する事象	
［加える。］		
四　［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

人事異動

国税庁

（東京高等検察庁検事）検事　森本　加奈
財務事務官・東京国税不服審判所長（首席国税審判官）兼務を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京国税不服審判所長（首席国税審判官））検事兼財務事務官　山西　宏紀
財務事務官・東京国税不服審判所長（首席国税審判官）兼務を免ずる（以上六月二十六日）

（仙台国税局総務部長）財務事務官　初谷　武志
仙台国税局長心得兼務を命ずる
（仙台国税局長）同　中山　峰孝
財務省に出向させる（以上六月三十日）
（財務省主計局次長）財務事務官　藤井　健志
国税庁次長を命ずる
（福岡国税局長兼税務大学校福岡研修所長）同　並木　稔
国税庁長官官房審議官を命ずる
税務大学校福岡研修所長兼務を免ずる
（国税庁長官官房審議官）同　山名　規雄
国税庁課税部長を命ずる
国税庁課税部課税総括課長事務取扱を命ずる

（札幌国税局長）同　山崎　浩二
国税庁徴収部長を命ずる
（国税庁次長）同　飯塚　厚
（国税庁課税部長）同　川嶋　真
財務省に出向させる（各通）
（国税庁徴収部長）同　田中　光史
辞職を承認する
（国税庁課税部課税総括課長）同　市田　浩恩
札幌国税局長を命ずる
（財務省大臣官房政策金融課長）同　後藤　健二
仙台国税局長を命ずる

（仙台国税局総務部長兼仙台国税局長心得）同　初谷　武志
仙台国税局長心得兼務を免ずる
（財務省大臣官房付）同　刀禰　俊哉
関東信越国税局長を命ずる
（大阪国税局長）同　藤田　博一
東京国税局長を命ずる
（財務省理財局計画官）同　深澤　良光
東京国税局総務部長を命ずる
（東京国税局長）同　岡田　則之
（東京国税局総務部長）同　大津　俊哉
財務省に出向させる（各通）
（関東信越国税局長）同　橋本　元秀
大阪国税局長を命ずる